

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長  
関 係 各 専 修 学 校 長  
関係各日本語等予備教育施設長  
殿

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）  
佐 藤 邦 明

## 国費外国人留学生制度に係る取扱い等の周知について（通知）

標記のことについて、必要に応じその取扱いに係る事務連絡等を発出しているところですが、それらに記載のある内容についての問い合わせが多く寄せられていますので、改めてお知らせします。国費外国人留学生制度の業務執行に当たっては、それぞれの通知に記載のある内容を確認するとともに、（独）日本学生支援機構の作成する「国費外国人留学生事務担当者マニュアル」も確認の上で、遺漏が無いように対応する様、お願いします。

なお、これらの国費外国人留学生制度の業務執行に係る通知から変更を加えるものや、記載はないものの特に留意すべき点についても併せて通知しますので、この点についてもご留意いただきますよう、お願いします。

## 記

### 1. 国費外国人留学生制度に係る取扱い等の事務連絡について

【留学生の卒業後のフォローアップについて（平成 20 年 7 月 18 日付 20 高学支第 23 号）】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06060129.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06060129.htm)

【国費外国人留学生の成績管理及び学業成績不良等による奨学金支給期間に関する取扱いについて（平成 28 年 12 月 19 日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1380745.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1380745.htm)

【代理押印の取扱いについて（平成 31 年 2 月 28 日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1371663.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1371663.htm)

【国費外国人留学生に係る渡日旅費及び帰国旅費の取扱いについて（平成 31 年 3 月）】

[https://www.mext.go.jp/content/20250616-mxt-kotokoku02-100001310\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250616-mxt-kotokoku02-100001310_01.pdf)

【2019 年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について（平成 31 年 3 月 19 日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/content/1284950\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1284950_001.pdf)

【国費留学生制度の給与（奨学金）及び大学推薦者の語学要件等について（令和2年3月24日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt\\_gakushi02-100001310-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_gakushi02-100001310-01.pdf)

【2021(令和3)年度以降の国費外国人留学生制度の取扱いについて（令和3年3月25日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/content/20210615-mxt\\_gakushi02-100001310-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210615-mxt_gakushi02-100001310-01.pdf)

【国費外国人留学生のアルバイトの取扱いについて（令和6年1月）】

[https://www.mext.go.jp/content/20240115-mxt\\_kotokoku02-100001310-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240115-mxt_kotokoku02-100001310-01.pdf)

【国費外国人留学生制度における他の奨学金との併給について（令和6年7月19日付事務連絡）】

[https://www.mext.go.jp/content/20240801-mxt\\_kotokoku01-100001310\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240801-mxt_kotokoku01-100001310_01.pdf)

## 2. 国費外国人留学生制度における他の奨学金との併給に係る取扱いの変更について

「国費外国人留学生制度における他の奨学金との併給について（令和6年7月19日付事務連絡）」において、令和7年4月から一部のプログラムを除き、国費外国人留学生制度について他の奨学金との併給を可能とする制度変更（※）を行うとともに、日本の独立行政法人の奨学金等については併給を禁止とすることを通知したところです。同事務連絡において、併給を禁止する日本の独立行政法人等による奨学金の事例として、科学技術振興機構（JST）における「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を指定したところですが、SPRINGが令和8年度から外国人留学生への奨学金を支給しない（研究費のみ支給可能とする）制度変更を行ったことに伴い、同制度については、併給を可能とする取扱いに変更します。

また、独立行政法人等の実施する各種の支援制度について、同事務連絡に記載のない制度についても、当該制度が奨学金として支援しているどうかにより併給の可否を判断する必要があり、該当する奨学金等を網羅的に記載しているわけではないので、ご注意くださいよう、お願いします。

※本制度変更以前から、使途が研究費として特定されているものは併給可能。

## 3. 国費外国人留学生の在籍管理について

外国人留学生の受け入れに当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）（令和8年4月28日付8高参国第7号）」等において、在籍管理の徹底等を求めているところです。

外国人留学生の在籍管理については、同通知等に基づき既に対応がなされているものと存じますが、国費外国人留学生についても、在籍管理において私費外国人留学生と取扱いに差異を設けるものではないことを念のため申し添えます。また、万一退学・除籍・所在不明となった者がいる場合等、同通知等に基づく手続きが求められる場合には、遺漏なく実施するよう、お願いします。

なお、正当な理由なく授業等に出席しない等、国内に滞在しながらも在留資格に基づいた本邦における活動等を実施していない恐れがある場合は、同通知の「所在不明」等の条件を満たすか否かを問わず、速やかに文部科学省に報告・相談するよう、お願いします。

【外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（令和 8 年 4 月 28 日付 8 高参国第 7 号）】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm)

#### 4. 国費外国人留学生の語学要件について

「国費留学生制度の給与（奨学金）及び大学推薦者の語学要件等について（令和 2 年 3 月 24 日付事務連絡）」において、国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件についてその取扱いを示しているところです。取扱いそのものについては変更はありませんが、国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件に関する Q & A において、「大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験と CEFR との対照表（文部科学省作成「各資格・検定試験と CEFR との対照表（平成 30 年 3 月）」より令和元年 8 月作成）」を示していたところ、対照表については今後更新の予定はございませんので、お知らせします。

なお、語学能力のうち、英語能力に関しての基本的考え方自体に変更はありませんので、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）との対応関係を確認する場合においては、当該試験を実施する各団体が公表している対応表等を元にご判断いただきますよう、お願いいたします。

#### 5. 指導教員の変更届について

指導教員の変更については、「2019 年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について（平成 31 年 3 月 19 日付事務連絡）」において手続き方法を案内するとともに、変更発生予定日の 1 か月前を目途にした提出を求めているところです。

【文部科学省への国費外国人留学生の各種異動届様式】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm)

今般、1 か月前を過ぎてからの提出や、極端な場合は変更日以降に提出がなされる事例も散見されます。指導教員の変更に当たっては、選考時に国費外国人留学生全員を対象として実施している審査を再度実施する必要がある、重要な手続きであることから、1 か月前までの提出期限は厳守いただきますよう、お願いいたします。

なお、突発的な人事等により、指導教員の変更自体は確定しているが、変更後の指導教員が明らかになっていないような場合も想定されますが、提出期限までに確定させることが難しい場合は、変更予定教員等にある程度目星がついた段階で一旦、手続きをしていただくよう、お願いいたします。

#### 6. 国費外国人留学生制度にかかる各種の問い合わせについて

国費外国人留学生制度にかかる事務手続き等について、各機関から多くの問い合わせを日常的に受けているところですが、その多くは 1. で示した通知や「国費外国人留学生事務担当者マニュアル」に記載されている事項ですので、それらについて確認の上、なお不明な場合等に問い合わせをいただくよう、お願いいたします。

なお、問い合わせについては先にいただいたものから順に回答をしているところであることや、確実な回答をする必要があること等から、緊急の案件を除き原則としてメールで行っていただくよう、お願いいたします。

<担当> 文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付  
留学生交流室国費留学生係 足立、星  
TEL : 03-5253-4111 (2625,3359)  
E-mail : [ryuugaku@mext.go.jp](mailto:ryuugaku@mext.go.jp)